

< 住 宅 改 修 費 >

重度身体障害者日常生活用具等給付制度

在宅の身体障害者の自立を促進するために、段差解消や手すりの設置など比較的小規模な住宅環境の改善を行うために必要な経費の一部を補助する制度です。但し、新築または改築の場合は、給付の対象とはなりません。

【対象となる方】

- 下肢機能障害 1～3 級
- 体幹機能障害 1～3 級
- 乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る） 1～3 級
- 特殊便器への取り替え工事においては、上肢障害 1～2 級の重複障害

但し、65 歳以上の方および 40 歳以上 65 歳未満で特定疾病に該当する方は、介護保険制度の住宅改修が優先になります。

【給付限度額】

- 20 万円（但し障害等級と所得に応じた自己負担金があります。）
- ※ 1 回の住宅改修に要する費用が限度額に達しない場合は、限度額に達するまで給付を受けることができます。ただし、最初に住宅改修の給付決定を受けた日から 10 年を経過した日の属する年度の末日が給付の期限です。（平成 31 年度分の給付から適用）

【住宅改修の種類】

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒防止もしくは移動又は移動動作を補助することを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するための改修を行うもので、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等とする。

但し、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等とする。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

但し、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力の部分は対象となりません。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への取替えとする。

また、和式便器から暖房便座、洗浄機能の付加されている洋式便器の取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は含まれません。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化または簡易水洗化の部分は給付の対象となりません。

⑥ ①～⑤に付帯して必要となる住宅改修

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 段差の解消

浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事等

③ 床又は通路面の材料の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強、または通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化または簡易水洗化に係るものを除く）や便器の取替えに伴う床材の変更

【申請に必要な書類】

- ・ 日常生活用具給付・修理申請書
- ・ 日常生活用具給付等事業住宅改修費に係る工事施工内訳書
- ・ 見積書（金沢市長あてのもの）、平面図、工事前の写真（日付の入ったもの）
- ・ 承諾書（但し、住宅改修の対象者と住宅の所有者が異なる場合のみ）

必ず工事前に申請を行ってください！
（着工後の申請は、受付できません）